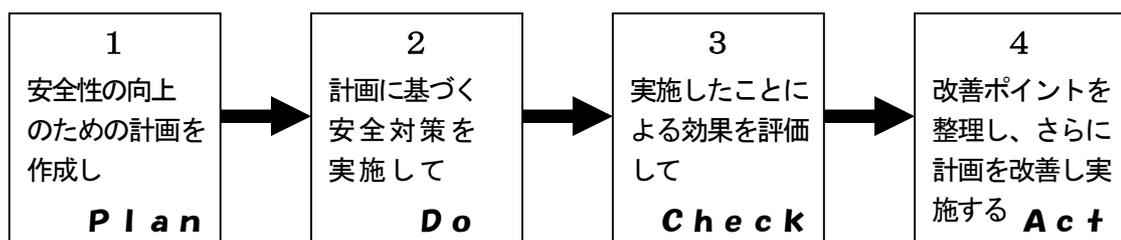


平成19年度「運輸安全マネジメントに関する取組み」結果について
～輸送の安全に係る情報～

平成17年4月に発生したJR西日本福知山線における事故など、ヒューマンエラーによる事故の多発をきっかけとして、平成18年10月に運輸安全一括法が施行されました。すべての運送事業者は、経営トップから現場の職員に至るまで、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めることが義務付けられました。これを受けて、川崎市バスでは「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程（以下、「安全管理規程」という。）」を制定し、輸送の安全性の向上に努め、お客様の安全を最優先とした、人にやさしいバスを目指しています。

また、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定等により、運送事業者は毎事業年度の経過後100日以内に、輸送の安全に関する基本方針や輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況、事故に係る情報等を公表することとなりました。これを受けて、川崎市交通局では、平成19年度の輸送の安全に関する情報について公表するものです。なお、平成20年度の取組みについても付記します。

運輸安全マネジメントとは・・・



という手順を継続的に繰り返すことによって、輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。

目 次

I	運輸安全マネジメントに関する取組み	3
1	輸送の安全に関する基本的な方針	3
2	輸送の安全に関する目標	3
3	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	3
4	輸送の安全に関する重点施策	3
5	事故災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	4
6	安全統括管理者、安全管理規程	4
II	平成19年度の輸送の安全に関する情報	7
1	平成19年度の事故削減目標と目標達成状況	7
2	自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	8
3	目標が達成できなかった要因	8
4	平成19年度の実績	9
III	平成20年度の輸送の安全に関する目標及び計画	12
1	平成20年度の輸送の安全に関する目標	12
2	目標達成に向けた取組み	12

I 運輸安全マネジメントに関する取組み

1 輸送の安全に関する基本的な方針

安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針を次のとおり定めています。

- (1) 交通局長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、局内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、営業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全職員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 川崎市バスは、運輸安全マネジメントを確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全職員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2 輸送の安全に関する目標

<中期的な目標（平成 22 年度の目標）>

安全管理規程に基づき、平成 16 年度の事故件数 71 件から、50%減の 36 件以下への削減を中期的な目標と定めていましたが、事故のうち、有責事故（当方に過失のある事故）を削減することがより重要であることから、対象を事故件数全体から有責事故件数に変更し、平成 16 年度の有責事故件数 39 件から、50%減の 20 件以下への削減を中期的な目標と決めました。

3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全の確保に向けた責任ある組織体制について、経営トップ、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他必要な責任者を構成員とした、「川崎市バス輸送安全対策推進組織」を別紙 1 のとおり定めています。

4 輸送の安全に関する重点施策

安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する重点施策を次のとおり定めています。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

5 事故災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則に定める、重大事故、若しくは災害等が発生した場合の「事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統」を別紙2のとおり定めています。

6 安全統括管理者、安全管理規程

(1) 安全統括管理者

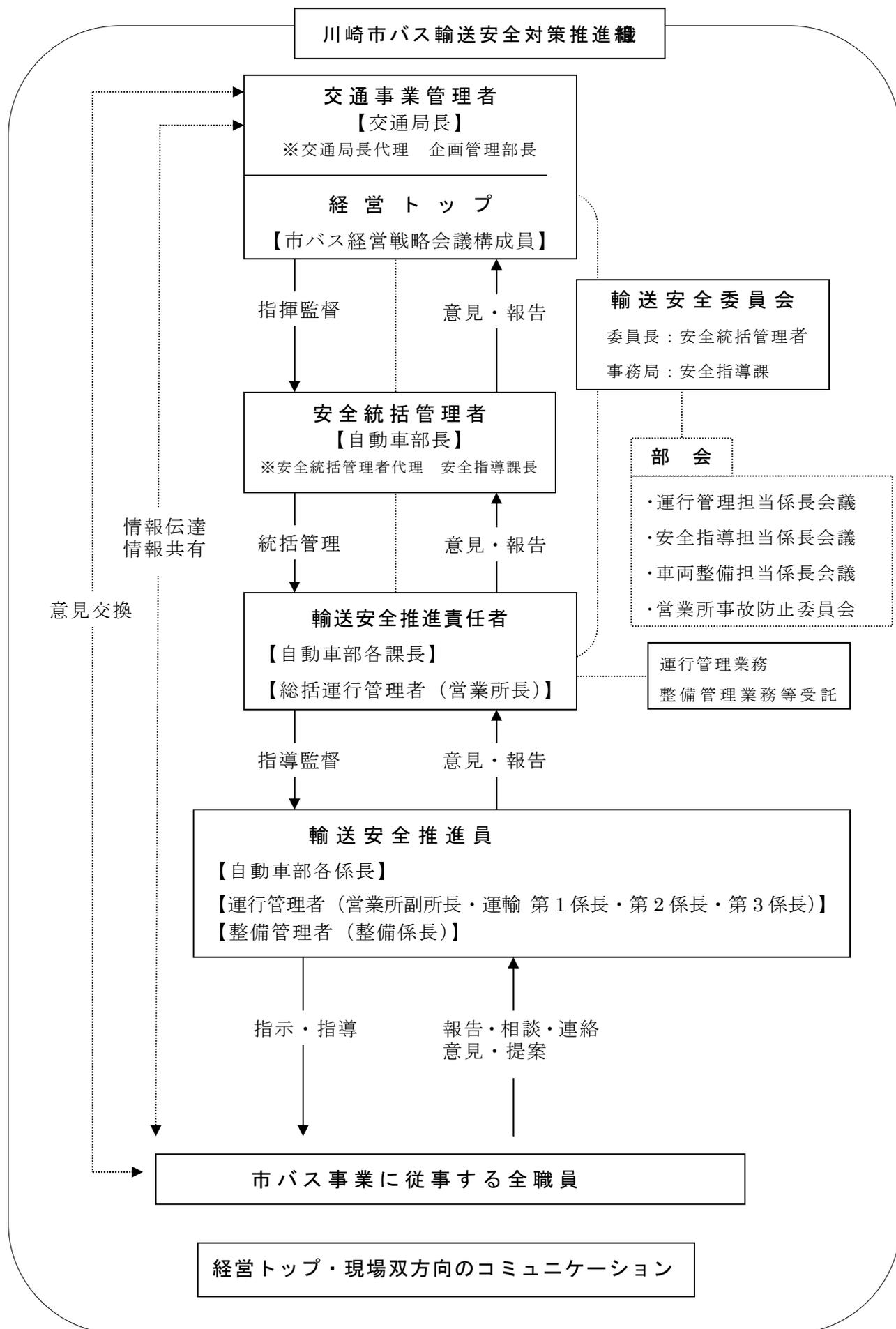
輸送の安全を確保するための事業を統括管理するために、道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者を次のとおり選任しています。

自動車部長 内田 正

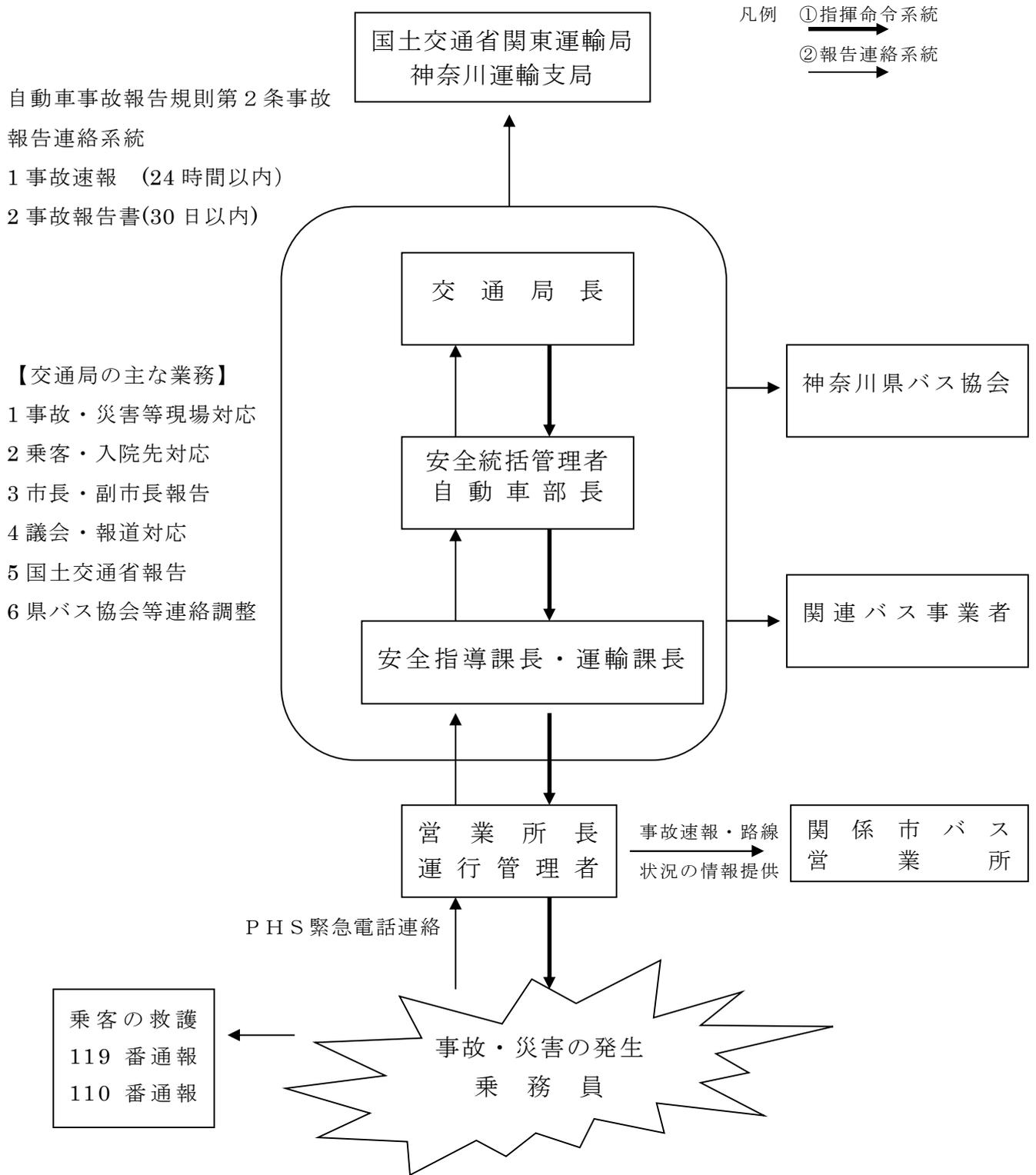
(2) 安全管理規程

道路運送法第22条の2の輸送の安全に関する規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とした「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程」を別添のとおり定めています。

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統



事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統



【事故、災害等発生時の連絡方法】

営業所は、交通局本局の勤務時間内のときは自動車部安全指導課に、勤務時間外・休祭日のときは、緊急連絡網により本局担当者の自宅又は携帯電話により報告する。

【大規模な事故、災害等発生時の場合】

バスジャック対応マニュアルに記載する緊急対策本部に準じた方式で組織編制する。

Ⅱ 平成19年度の輸送の安全に関する情報

1 平成19年度の輸送の安全に関する目標と目標達成状況

平成19年度目標 有責事故 38件以下 (平成18年度45件の7件減)

結果 57件 となり、目標は達成できませんでした。

〔事故件数の推移〕

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期的目標
全体事故件数	81	71	79	71	85			36
有責事故件数	48	39	47	45	57			20

〔責任点数及び年間走行距離10万kmあたりの事故発生件数〕

	車両数 (両)	総走行距離 (千km)	事故件数 (件)	責任点数 (点)	10万kmあたりの 事故発生件数 (件)
17年度	333	12,771	79	6,400	0.62
18年度	324	12,593	71	6,200	0.56
19年度	324	12,518	85	6,400	0.68
塩 浜	97	3,858	15	1,300	0.39
井 田	62	2,306	21	1,300	0.91
鷺ヶ峰	92	3,671	27	2,800	0.74
上平間	73	2,683	22	1,000	0.82

注1 責任点数表 ※ 当方過失責任なしは0点

人身事故	死 亡	入院30日以上	入院29日以下	通院14日以上	通院13日以下
物損事故	500万円以上	300万円～499万円	100万円～299万円	50万円～99万円	50万円未満
責任点	1000点	500点	300点	200点	100点

注2 10万km走行あたりの事故発生件数 算式＝事故発生件数÷総走行距離×10万km

〔事故種別件数〕カッコ内は有責事故件数で内数

事 故 種 別	H15	H16	H17	H18	H19
通行人接触	9 (9)	8 (6)	4 (4)	3 (3)	4 (3)
乗り降り損じ	3 (2)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	2 (2)
車内事故	12 (10)	3 (3)	17 (17)	19 (18)	14 (14)
衝突による乗客乗員負傷	12 (7)	9 (3)	12 (4)	7 (6)	5 (4)
その他人身事故	0 (0)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
人身事故計	36 (28)	26 (17)	35 (27)	29 (27)	26 (24)
自動車接触事故	44 (19)	45 (22)	43 (20)	40 (16)	56 (30)
建設物接触事故	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (3)
その他物件事故	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)
対物事故計	45 (20)	45 (22)	44 (20)	42 (18)	59 (33)
合 計	81 (48)	71 (39)	79 (47)	71 (45)	85 (57)

2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

〔国土交通省へ報告した重大事故件数〕

	H15	H16	H17	H18	H19
重大事故件数	8	5	8	5	7
うち第2条第2号に該当	2	3	1	3	2
うち第2条第4号に該当	6	2	7	2	5

※第2条第2号に該当する事故とは、死者又は重傷者を生じたもの（14日以上入院又は入院を要し治療期間30日以上のもの等）

※第2条第4号に該当する事故とは、操縦装置等の不適切な操作により障害を生じたもの（11日間以上の治療を要する傷害）

〔平成19年度重大事故の内容〕

事故発生日	発生状況	治療期間等
平成19年7月30日	バスと歩行者が接触 負傷 歩行者1名	入院8日、通院中
平成19年8月24日	降車時の扉挟み 負傷 乗客1名	通院19日
平成19年9月22日	降車客がミニバイクと接触 負傷 乗客1名	入院10日、通院53日
平成19年9月29日	停車時の車内転倒 負傷 乗客1名	通院55日
平成19年11月12日	バスが信号柱に衝突 負傷 乗客7名	通院17日 1名 通院4日 2名 通院3日 1名 通院2日 3名
平成20年1月4日	停車時の車内転倒 負傷 乗客1名	通院50日
平成20年3月1日	停車時の車内転倒 負傷 乗客1名	通院中

〔国土交通省へ報告した車両路上故障件数〕

22件（第2条第6号）

3 目標が達成できなかった要因

平成19年度は、前年度と比較すると事故件数で14件、有責事故件数で12件増加しました。なお、重点的取組項目と定めた車内事故については、前年度と比較して5件減少しました。

また、事故種別で見ると、例年事故件数の大多数を占める自動車接触事故のうち、駐停車車両への接触が目立って増加しました。

いずれにしても、目標が達成できなかったのは、交通局全体として、安全運行に関する意識の徹底ができなかったことによるものと考えます。

4 平成 19 年度の取組み

(1) 事故防止計画及びサービス向上計画を策定し、次のとおり実施しました。

- ア 各月の具体的な主題と強調目標の設定及び職員への徹底
- イ 安全運転研修会の実施
- ウ 非常用具・車椅子等取り扱い講習会の実施
- エ 統一調査の実施(日常点検実施状況等 9 項目の現況調査)
- オ 添乗による乗務観察の実施(合同査察)
- カ 事故警報又は点呼指示事項の発信及び職員への徹底
- キ 車内事故防止対策の実施
- ク 飲酒運転防止対策の実施
- ケ 公共交通機関等におけるテロ対策の実施
- コ 消防機関と連携した消防訓練の実施
- サ その他輸送の安全の確保に関する個別的な取組み

(2) 事故防止に関する国土交通省、警察、神奈川県・川崎市の行政機関、日本バス協会等と連携して、次の各種運動に取り組みました。

- ア 春・秋の全国交通安全運動
- イ 夏の交通事故防止運動
- ウ バス車内事故防止キャンペーン
- エ 事業用自動車事故防止コンクール
- オ 年末の交通事故防止運動
- カ 年末年始自動車輸送安全総点検

(3) 市バス独自の取組みとして、安全推進に関する運動を展開しました。

- ア 無事故運動
- イ サービス向上運動
- ウ 安全運転に効果的なエコドライブの推進

(4) 輸送の安全に関する教育研修実績

研 修 内 容	<p>全体研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全運転研修 (16 回) ・ 運行管理者による乗務員研修 (16 回) ・ 非常用具・車椅子等取り扱い講習 (16 回) ・ 飲酒運転防止研修 (16 回) ・ 車内転倒防止研修 (75 回) ・ 高齢者疑似体験研修 (75 回) ・ 車内アナウンス改善研修 (26 回) ・ エコドライブ研修 (26 回) ・ ヒヤリハット研修 (24 回) ・ 全乗務員対象の一般適性診断の受診 	<p>個別研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故惹起者への安全運転指導教育 (7 回) ・ 年代別研修 (5 回)
		<p>運行管理者等研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業所職員への運行管理研修 ・ 運行管理者資格者証取得に向けた基礎講習受講の促進 ・ 運行管理者等一般講習の受講

(5) 輸送の安全に関する内部監査

平成 19 年度は、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）の内部監査養成講座を受講、被監査部署以外の企画管理部経理課長をリーダーとする監査チームを選任して、運輸安全マネジメント態勢が適切に確立され、実施され、維持され機能していることを確認するための内部監査を実施しました。

11 月に実施した自動車部井田営業所においては、旅客自動車運送事業運輸規則を始めとする法令等に定める帳票類等の整備及び輸送の安全に関する基本的な方針及び目標の周知状況、また、12 月に実施した自動車部安全指導課では、安全管理規程に基づいた輸送の安全を確保するための事業運営の方針の制定、組織及び管理体制の整備、研修計画の策定及び実施等を重点に点検を行い、実施状況は概ね良好でした。

(6) 関東運輸局による巡回監査等

平成 19 年度については、関東運輸局神奈川運輸支局の巡回監査により指摘を受けた次の項目について改善し、市バス全営業所に対し指導徹底を図りました。

＜一般貸切旅客自動車運送事業＞鷲ヶ峰営業所　＜実施平成 19 年 7 月 4 日＞

- ア 点呼の実施結果の記録方法の見直し
- イ 運行指示書の記録方法の見直し
- ウ 乗務員台帳の記入項目の確実な記載
- エ 運転者全員に対する指導教育の強化

＜一般乗合旅客自動車運送事業＞鷲ヶ峰営業所　＜実施平成 19 年 12 月 26 日＞

- ア 運転者の勤務時間の適正な割付け
- イ 点呼の実施結果の記録方法の見直し
- ウ 乗務記録の記入項目の確実な記載
- エ 乗務員台帳の記入項目の確実な記載

＜その他＞塩浜営業所　＜実施平成 19 年 12 月 10 日＞

年末年始自動車輸送安全総点検の実施にあたり、関東運輸局長をはじめとする関東運輸局及び関東運輸局神奈川運輸支局の査察が実施され、適正な実施状況が確認されました。

(7) 輸送の安全に関する予算等の実績額

安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行いました。

区 分	数 量
ノンステップバス等の購入	CNGノンステップバス 2 両 最新規制適合ノンステップバス 33 両
バス運行情報提供システムの導入拡大	塩浜営業所管内
バス停留所施設の整備	停留所上屋 10 か所・照明付停留所標識 10 基
ドライブレコーダーの導入	ドライブレコーダー 10 台
後方支援システムの充実	上平間・塩浜・井田・鷲ヶ峰営業所
輸送の安全に係る各種教育・研修	開催回数延べ 302 回
研修機材の整備	ビデオカメラ・DVDレコーダー等
総 額	912,962 千円

(8) 平成 19 年度の取組み評価

川崎市バスにおける輸送の安全の確保をめざし、多彩な数多くの教育研修の実施を展開しました。

また、輸送の安全に関する内部監査を新たに実施し、営業所及び本局課において運輸安全マネジメントに則した業務執行が徹底しているかについても点検を行いました。

内部監査の結果評価については前述のとおりですが、しかしながら、平成 19 年度における有責事故の発生件数は、結果として目標の達成に至りませんでした。

これは、交通局全体として、安全運行に関する意識の徹底ができなかったことによるものと考えます。また、運行管理者による運行指示などについても、より一層的確に実施していくことが必要と考えます。

このため、今年度は、より充実した教育研修の展開、また、前年度には内部監査ができなかった他営業所及び本局課においても早期に実施し、局全体において運輸安全マネジメントへの着実な取組みを展開し、有責事故の削減に向けて努めてまいります。

Ⅲ 平成20年度の輸送の安全に関する目標及び計画

1 平成20年度の輸送の安全に関する目標

平成20年度の輸送の安全に関する目標については、前年度目標を達成できなかったことから、再度、平成19年度の目標である有責事故件数38件以下とします。

重点的な取組みとして、依然として有責事故件数の多数を占めている車内事故の防止に加え、平成19年度に多かった、駐停車車両や建造物に接触する事故について、車両構造の把握や安全確認の再徹底による接触事故の防止に取り組みます。

〔有責事故件数の推移〕

単位：件

	H15	H16	H17	H18	H19	H20 目標	H21	H22 目標
有責事故件数	48	39	47	45	57	38		20
前年度比較	-10	-9	8	-2	12	-19		-19

※ 平成22年度前年度比較については、平成16年度との比較

2 目標達成に向けた取組み

平成20年度の目標を達成するために、次の課題に取り組みます。

(1) 指導監督の徹底

安全管理規程に基づき、乗務員指導監督年間計画を策定し、研修等を着実に実施します。

(2) 職員の安全意識向上

車内事故防止等、重点的取組みに向けた周知徹底を強化するとともに、人事評価制度への反映を行います。

(3) 職員の健康管理の徹底

定期健康診断の確実な受診を促すとともに、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査を実施します。また、定期健康診断後にフォローアップ及び産業医による個別指導を行います。

(4) 各種キャンペーンの実施

関係機関と連携した各種キャンペーンに積極的に参加するとともに、交通局独自の「無事故運動」を実施します。また、危機管理対策として、警察や消防と連携した実地訓練を実施します。

(5) ドライブレコーダーの活用

事故防止及び乗務員の技能向上をめざし、ドライブレコーダーを活用します。

(6) 一般適性診断の活用

一般適性診断の結果をもとに、運行管理者による個別指導を行い、安全運行を図ります。

(7) 情報の収集

ヒヤリハット情報の収集を行い、情報の共有化を図ります。

(8) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

輸送の安全に関する目標を達成するための教育及び研修等の具体的な取組みは、次のとおりです。

研 修 内 容	全体研修 <ul style="list-style-type: none"> 安全運転研修 運行管理者による乗務員研修 非常用具・車椅子等取り扱い講習 飲酒運転防止研修 車内転倒防止研修 高齢者疑似体験研修 車内アナウンス改善研修 エコドライブ研修 ヒヤリハット研修 一般適性診断の受診 	個別研修 <ul style="list-style-type: none"> 事故惹起者への安全運転指導教育 年代別研修 乗務員特別研修
		運行管理者等研修 <ul style="list-style-type: none"> 営業所職員への運行管理研修 運行管理者資格者証取得に向けた基礎講習受講の促進 運行管理者等一般講習の受講

川崎市バス乗務員一般的指導監督月別実施計画

実施月	4～6月		7～8月		9～11月		12～2月	
研 修 指導監督区分	安全運転研修会（法令講習会、運行管理者による乗務員研修）及びエコドライブ・ヒヤリハット研修		運行管理者による乗務員研修		安全運転研修会（法令講習会、運行管理者による乗務員研修）、産業医（保健相談員）による個別指導及び酒気帯び出勤防止研修		非常用具・車椅子等取扱講習会	
1 市バス運転上の心構え	●				●			
2 運行の安全確保の基本的事項	●				●			
3 バスの構造上の特性		●	●					●
4 乗車中の旅客の安全確保		●	●					●
5 乗降時の安全確保			●		●			
6 運行経路・交通状況の確認	●				●			
7 危険予測及び回避		●	●			●		
8 運転適性に応じた安全運転	運転適性診断を計画的に行い（3年に1回程度）、診断結果に基づき、個々の乗務員に自らの運転行動の特性を自覚させ、安全運転に係る適切な指導を行う							
9 交通事故における生理的・心理的要因及び対処方法		●				●		
10 健康管理の重要性		●	●			●		
備 考	交通事故の防止、運転マナーの向上を図る。ヒヤリハットビデオ、危険予知トレーニングを実施		高齢者疑似体験を実施し、車内事故防止を図る。また、危険予知トレーニングを実施		交通事故の防止、運転マナーの向上を図る。酒気帯び出勤防止研修を実施		緊急時を想定した非常用具取扱いの訓練や車椅子対応訓練等を実施	

※各種の「運転適性診断」のうち、心理・生理の両面から運転者の運転性向の基本要因について諸特性を明らかにするために行う「一般診断」を乗務員に受診させる。また、健康診断結果については、個別指導を実施する。

(9) 輸送の安全に関する内部監査

平成 20 年度は、平成 19 年度に実施していない営業所及び本局各課の内部監査を 8 月以降実施します。

このため、平成 20 年度も本局各課職員に独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）の内部監査養成講座を受講させます。

(10) 輸送の安全に関する予算等の計画

安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行います。

区 分	数 量
ノンステップバス等の購入	ハイブリッドノンステップバス 2 両 最新規制適合ノンステップバス 39 両 最新規制適合ワンステップバス 2 両
バス停留所施設の整備	停留所上屋 10 か所 照明付停留所標識 20 基
輸送の安全に係る各種教育・研修	全乗務員対象
睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査	550 名
総 額	1,064,032 千円